



ひょうごボランティアプラザ



ひょうごボランティア基金助成事業 令和4年度 募集のご案内



ひょうごボランティアプラザでは、ボランティアの裾野を広げる団体の活動、成熟社会を担うNPO法人等の活動に対し、自立して活動を継続していくための支援を行っています。

ボランティアグループ・ 団体向け

県民ボランティア活動助成

法人格を持たないボランティア活動
団体の自立を支援する助成

NPO法人等向け

中間支援活動助成

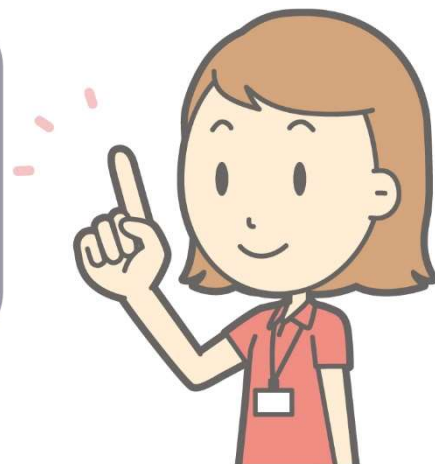
地域において中間支援機能を担う、または新たに
中間支援活動に取り組む団体に対する助成

地域づくり活動NPO事業助成

ネットワークを生かし地域づくりを進めるNPO団体
等に対する助成

ひょうごボランティア基金とは

「ひょうごボランティア基金」は、21世紀の成熟社会の重要な担い手であるボランティアグループ・団体、NPO等が行う、福祉、環境、国際交流、芸術等幅広い分野の県民ボランティア活動の促進や、児童福祉施設入所児童及び交通遺児の激励など、地域福祉の向上を図ることを目的として、平成14年4月に創設された基金です。



各事業の詳細は、各事業別のチラシ、
またはホームページをご覧ください。

ひょうごボランティアプラザ

検索



※当事業の実施は令和4年度予算の兵庫県議会での成立が前提となります。

お問い合わせは

ひょうごボランティアプラザ(兵庫県社会福祉協議会)

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー6階(JR神戸駅南)

TEL 078-360-8845 FAX 078-360-8848 (月から金曜日 9:00~17:30)

令和4年度 ひょうごボランティア基金助成事業 募集一覧

＜ボランティアグループ・団体向け＞〔募集期間は別途チラシやホームページでお知らせします〕 (R4.2)

事業名	概要	助成予定額	募集時期
県民ボランティア活動助成	<p>継続的にボランティア活動を行う法人格を持たないボランティアグループ・団体の福祉、まちづくり、文化・芸術、環境、地域安全、国際交流、子どもの健全育成等に関する取組に助成し、団体の自立支援を促します。</p> <p>＜助成額＞*注1 上限3万円（全グループ・団体一律同額）</p>	9,000万円	<p>別途チラシやホームページでお知らせします。</p> <p>【参考】 令和3年度 7月1日～8月31日</p>

注1 エントリー（事前申込）受理数により助成額を決定しますので、3万円より減額になる可能性があります。
（令和2年度実績：2万8千円/件 令和3年度実績：3万円/件）

＜NPO法人等向け＞〔募集期間：3月24日（木）～4月18日（月）〕

事業名	対象	助成額	概要	件数	助成予定額
中間支援活動助成	<p>中間支援活動を行うまたは中間支援活動を始めるNPO法人、一般社団（財団）法人等</p>	①②ともに上限50万円	<p>①基本事業 中間支援活動を行うNPO法人等が相談、ネットワーク、情報提供等の機能を發揮して、地域のNPO等の基本的な活動を支援する取組に助成します。</p> <p style="text-align: center;">1 相談 2 情報提供・ネットワーク 3 人材育成 4 書類作成指導 5 その他</p> <p>②創設支援事業 NPO法人等が相談、ネットワーク、情報提供等を行う中間支援活動を新たに実施し、NPO団体や地域活動などを総合的に支援する体制の構築を目指す取組に助成します。</p>	10件 ～ 20件	1,000万円
地域づくり活動NPO事業助成	<p>NPO法人またはNPO法人に準じる団体</p>	上限50万円	<p>地域や社会の課題解決のため、NPO法人等が地縁団体等と連携し、その機動力、専門性などを活かした地域づくり等の取組に助成します。また、新型コロナウイルスの感染拡大により生じた地域課題等の解決に向けた取組も対象となります。</p> <p style="text-align: center;">特定非営利活動促進法第2条第1項別表の事業区分より、申請事業の区分をひとつ選択してください。 （下表参考）</p>	35件 ～ 45件	2,100万円
<p>事業区分（特定非営利活動促進法第2条第1項別表による）</p> <p>1. 保健、医療又は福祉の増進 2. 社会教育の推進 3. まちづくりの推進 4. 観光の振興 5. 農山漁村又は中山間地域の振興 6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興 7. 環境の保全 8. 災害救援 9. 地域安全 10. 人権の擁護又は平和の推進 11. 国際協力 12. 男女共同参画社会の形成の促進 13. 子どもの健全育成 14. 情報化社会の発展 15. 科学技術の振興 16. 経済活動の活性化 17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援 18. 消費者の保護 19. 1～18までの各号の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p>					

※ 助成上限額に関わらず、上限額より少額の事業申請も受け付けています。